

第3章

計画の基本的な考え方

1 まちづくりの将来像

本市では、平成 19（2007）年度からの 10 年間を計画期間とする第4次富田林市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。

この間、国においては、平成 23（2011）年に地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、今後においても長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

こうした認識から、これまでの第4次富田林市総合計画に基づく取組みを継承するとともに、人口減少や少子高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、長期的な視点で市政の運営を総合的・計画的に行うための基本的な指針として、めざすべきまちの将来像等を掲げた「総合ビジョン」を策定するとともに、将来像の実現にむけて必要な施策を示す「総合基本計画」を併せて策定します。

「総合ビジョン」では、富田林市が“^{きらめき}煌のまち”として、これからも光り輝き続けていくためにも、これからのまちづくりを進めていくうえで、めざすべきまちの将来像を次のように設定しています。

ひとがきらめく！

自然がきらめく！ 歴史がきらめく！

みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林

2 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化の進展や長引く経済不況等による社会構造の変化などにより、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、地域から孤立している子育て家庭、また、援助を必要とするひとり親家庭や障がい者など、生活に困難を抱え、支援を必要とする人が増えています。住み慣れた地域で安全に安心して元気に暮らし続けるために、行政が提供する福祉サービスを中心とした公的なサービスのみでは、制度の狭間で支援が困難な場合や、自らSOSを発信することができず支援につながらない状況も出ています。

そこで、より多くの市民が地域福祉活動に参画し、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、安全に安心して自分らしく暮らせるよう、地域の主体性や独自性を活かした住民自らの積極的な展開が期待されます。そして、支援が必要なすべての人に対して、縦割りではなく、横断的で継続的な支援や体制が求められています。

本計画では、富田林市総合ビジョンが設定する市の将来像の実現にむけて、以下のとおり、基本理念（本計画がめざすまちの姿）を設定しました。

本計画の基本理念

増進型地域福祉づくり

一人ひとりがその人らしい生き方を
実現することのできる富田林

本計画では、すべての市民が、障がいの有無、性別、国籍、文化、年齢などの違いをこえて、地域の理想の姿を共有し、地域の取り組みに積極的に参加、協働、連携し、一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる「増進型地域福祉づくり」をめざします。

※「増進型」とは、理想をめざし、現在よりもより良い状態にむけて進めること。

3 計画の基本視点

本計画の基本理念を具現化し、実現していくため、国の福祉施策の動向や市民及び福祉関係者アンケート、校区交流会議、地域福祉推進委員会及び地域福祉活動計画策定委員会の意見等をふまえ、4つの「計画の基本視点」を掲げ、『増進型地域福祉づくり』をめざしていきます。

基本視点1 地域のつながりの基盤づくり

地域の福祉課題を、地域で解決していくためには、地域住民自らが地域で支え合い、助け合いながら、福祉コミュニティの形成を図っていくことが重要となります。

地域で福祉コミュニティを形成していくために、住民同士の顔がみえる関係をつくり、地域で支援が必要な人への見守り活動等を行っていきます。また、地域におけるさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、地域全体で地域福祉活動を担い、地域課題をその地域で解決することができるような地域の基盤づくりを支援していきます。

基本視点2 安全で安心な地域づくり

高齢化が進む中で、判断能力が不十分な高齢者や障がい者なども含め、すべての住民一人ひとりの人権が保障され、住み慣れた地域で安全に安心して住み続けることが住民の願いでもあります。

安全で安心して住み続けられるためにも、避難行動要支援者への支援や生活困窮者への支援など、必要な支援が受けられる体制づくりを進めていきます。

また、防災活動や防犯対策、交通安全対策等を推進し、子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めていきます。

基本視点3 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を推進していくためには、住民自らが地域福祉を担い、地域づくりを進めるとともに、地域における関係団体の連携の強化を図るなど、体制をつくっていくことが重要となります。

多くの地域住民が、地域福祉の担い手となり、地域づくりを進めていくために、福祉教育や人権教育を推進し、支え合い助け合いや人権尊重の心を醸成していきます。

また、ボランティア活動等を通して、地域福祉の担い手の育成を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応するため、関係団体をネットワークでつなぐとともに活動を支援していきます。

基本視点4 必要な支援が受けられるしくみづくり

家庭や地域が抱える課題は複雑化、多様化してきています。これらの福祉課題は深刻化していく可能性があるため、福祉サービスを必要としている人が、必要な支援を受けることができるよう、公助の充実とともに、互助や共助の充実を図り、問題の深刻化を未然に防ぐ予防的アプローチを進めていくことが重要です。

そのためにも、専門的な相談等に対応できる総合的な相談体制づくりや、必要な福祉情報が入手できる情報提供体制づくりを推進し、福祉サービスの利用支援にむけた権利擁護体制やサービスの質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

また、地域での見守り体制を充実し、支援が必要な人をもれなく福祉サービスへつなぐしくみづくりを進めていきます。

4 第3期計画の重点課題と方向性

本計画では、4つの基本視点から第3期計画で捉えるべき重点課題と方向性を、以下のとおり整理しました。

(1) 重点課題 ●●●

- 1 市民の地域への愛着を高め、地域活動や地域行事などのふれあいや交流を活発にしていくことで地域のつながりを深めていくことが必要
- 2 災害時に住民の安全を確保するために、平常時よりお互いの顔がみえる近隣関係を築いておくことが必要
- 3 福祉活動の担い手を育成するとともに、地域福祉の担い手同士をつなぐ、新たな活動の形を模索していくことが必要
- 4 高齢者、障がい者、子育て支援などについて、市民や地域、団体等が一体となって、地域で支えていくことが必要

(2) めざすべき方向（基本目標） ●●●

- 基本目標1 ともに支え、助け合うつながりをつくろう
- 基本目標2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう
- 基本目標3 地域福祉を支える力を育てよう
- 基本目標4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

各種調査結果や校区交流会議からの意見をふまえた主な現状・課題

1 市民意識調査

- 市民の地域への愛着を高め、暮らしやすい地域づくりに向けた市民の福祉意識の啓発の推進が必要
 - いつでも気軽に相談できる場所があることが必要
 - 防災訓練への参加を促進することが必要
- など

2 校区交流会議

- 高齢化、独居生活の方が増えている
 - 支援が必要な子どもの家庭が増えている
 - 近所づきあいがなくあいさつすらない
 - 細い道でもスピードを出す車が多い
 - 災害時の対策ができていない
 - 交通弱者、買物難民の増加
- など

3 福祉団体・福祉活動者調査

- 活動を行っていく上で、「人材不足」が大きな課題となっており、人財育成が必要
 - 避難行動要支援者に対しては、「見守り・安否確認」の協力ができる
 - 住民同士の交流活動が、地域では多く取り組まれている
- など

4 委員会（地域福祉計画委員会、地域福祉活動計画策定委員会）

- 市民と協働して計画を立てなければならない
 - 地域福祉はなかなか数値として表現しにくい
 - 達成目標が見えるものを入れ込むとよい
 - 困っている人の話を聞くための総合相談が重要
- など

基本視点1
地域の基盤づくり

- 住民同士の顔がみえる関係をつくる
- 地域で支援が必要な人への見守り活動等を行っていく
- 地域のさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、地域の課題を地域で解決することのできる基盤づくりを支援する

基本視点2
安全で安心な地域づくり

- 災害時要配慮者や生活困窮者への支援など、必要な支援が受けられる体制づくりを進めていく
- 防災活動や防犯対策、交通安全対策等を推進し、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めていく

基本視点3
地域福祉を支える人づくり

- 福祉教育や人権教育を推進し、支え合い助け合いや人権尊重の心を醸成していく
- ボランティア活動等を通して、地域リーダーの育成を図る
- 多様な福祉ニーズに対応する活動のコーディネーターの育成を進めていく

基本視点4
必要な支援が受けられるしくみづくり

- 専門的な相談等に対応できる総合的な相談体制づくりや、必要な福祉情報が入手できる情報提供体制づくりを推進する
- 地域での見守り体制を充実し、支援が必要な人をもれなく福祉サービスへつなぐしくみづくりを進めていく

重点課題1

- 市民の地域への愛着を高め、地域活動や地域行事などのふれあいや交流を活発にし、地域のつながりを深めていくことが必要

重点課題2

- 災害時に住民の安全を確保するために、平常時よりお互いの顔がみえる近隣関係を築いておくことが必要

重点課題3

- 福祉活動の担い手を育成するとともに、地域福祉の担い手同士をつなぎ、新たな活動の形を模索していくことが必要

重点課題4

- 高齢者、障がい者、子育て支援などについて、市民や地域、団体等が一体となって、地域で支えていくことが必要

基本目標1

ともに支え、助け合うつながりをつくろう

基本目標2

安全・安心に暮らせる地域をつくろう

基本目標3

地域福祉を支える力を育てよう

基本目標4

必要な支援を受けられるしくみをつくろう

5 計画の基本目標

基本理念の実現にむけ、4つの基本視点及び重点課題をふまえ、本計画では、各個別計画で実施している施策や事業と整合を図りながら、制度の狭間で支援につながらないことや地域で潜在化している生活課題の解決にむけ、市、社会福祉協議会、関係機関、地域のつながりによるしくみづくりに取り組むこととし、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 とともに支え、助け合うつながりをつくろう

市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあいの意識を持つとともに、地域での人とのつながりを持ち、支え合い助け合う地域づくりを進めます。また、地域住民の交流が一層進むよう、だれもが身近な地域で気軽にたち寄れる機会や場所づくりを進めます。さらに、地域における関係団体の連携強化を図り、地域福祉を進めるための体制づくりを推進します。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう

子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域の防災・防犯体制の強化や高齢者や障がい者、子育て支援などの日常生活におけるさまざまな支援を充実します。

基本目標3 地域福祉を支える力を育てよう

地域福祉の推進のため、次代を担う子どもへの福祉教育の充実とともに、ボランティア活動など、支え合い活動を推進することにより、地域福祉の担い手や地域活動のリーダーを育成します。また、福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援を充実します。

基本目標 4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報に接することができるようにするため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できたり、専門的な相談支援につなぐしくみづくりを進めます。さらに、福祉サービスの利用支援のため権利擁護の充実やサービスの質の向上にむけた取り組みを進めます。

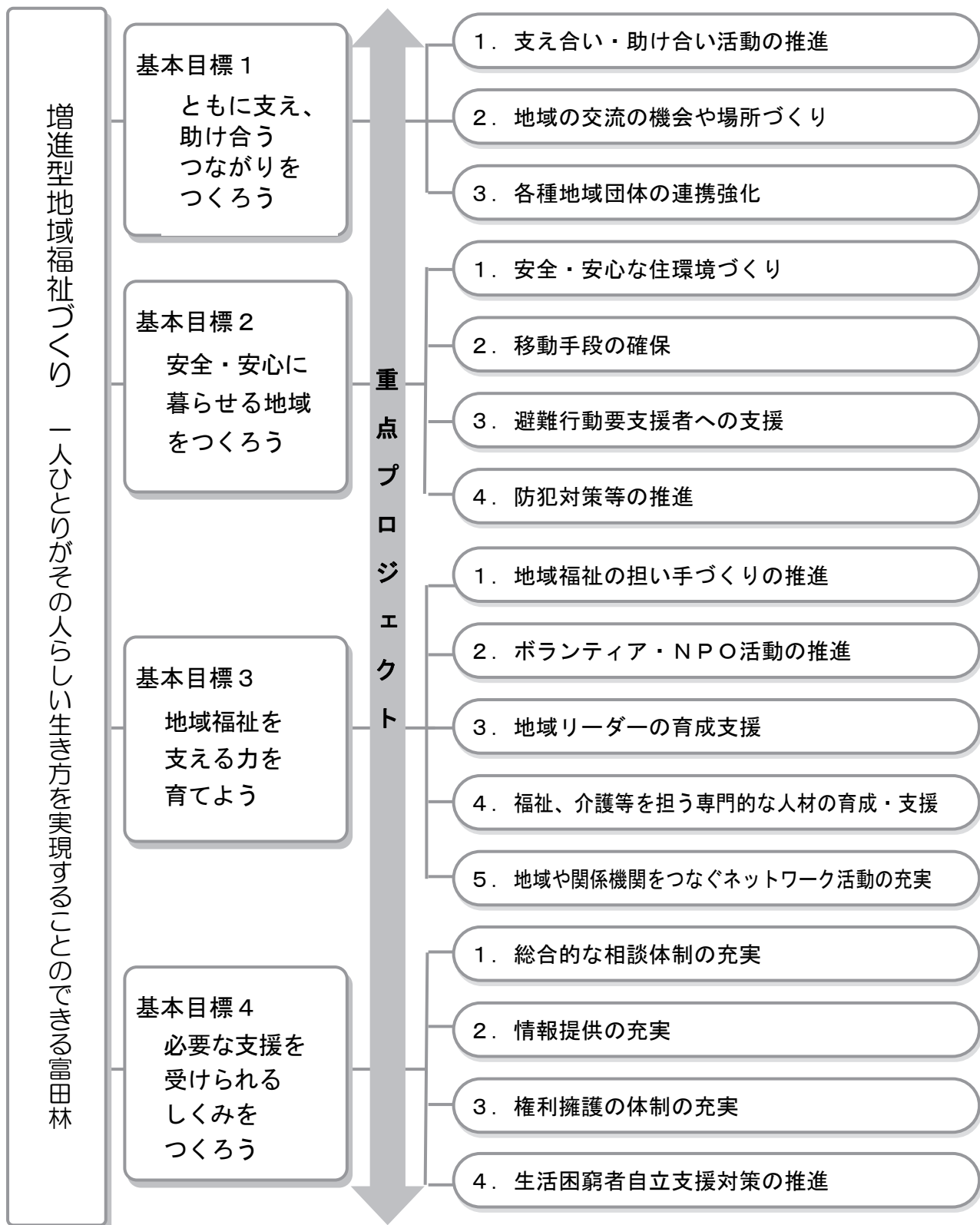
また、生活困窮者等、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人のニーズを発見し、適切な支援が受けられるしくみづくりを進めます。

6 計画の施策体系

基本理念

基本目標

基本施策



7 地域福祉における「担い手」の役割

「増進型地域福祉づくり」をめざしていくためには、市や社会福祉協議会、福祉専門機関の地域福祉に関する活動や役割はもちろんですが、地域団体や住民の活動や役割が重要となります。

地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助・互助の取り組みに加えて、隣近所や町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など地域で活動する団体による声かけ・見守り・相談などの地域での共助による支援が必要になります。

行政においては、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域・住民と福祉専門機関等との協働・連携を支援し、支援が必要な人を福祉サービスへとつなぐ「地域福祉のしくみづくり」が求められています。

また、社会福祉協議会においては、地域で把握された要援護者を、地域や他の福祉専門機関等、行政と連携を図り、見守り・相談・必要なサービスにつないでいくネットワークづくりが求められています。

「第5章 個別施策の展開」では、「増進型地域福祉づくり」の実現をめざすため、4つの基本目標及び16の基本施策ごとに地域福祉の推進に関わる各主体となる市、社会福祉協議会、市民・団体・専門職の担い手ごとの取り組み内容を記述しています。

それぞれの担い手に求められている（または、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

① 行政の役割

本市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連計画を計画的に推進し、地域と社会福祉協議会・他の福祉専門機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。さらに、本計画の検証・評価を行い、個別課題の状況把握に努めます。

また、「増進型地域福祉」の推進にむけて、地域が主体的に地域活動に取り組めるよう体制づくりを支援するとともに、地域や福祉専門機関等と協働・連携を図りながら、自ら進んでレベルアップすることができる人材づくりが求められています。

② 福祉専門機関等の役割

○社会福祉協議会の役割

富田林市社会福祉協議会は、“ハートのあるまちづくり”を基本にボランティア活動、福祉教育など住民参加のもとで、身近な地域の住民同士の支え合い活動から、自治会、町会、民生委員・児童委員、福祉委員、学校、福祉関係者、医療関係者、NPO、企業など地域生活に根ざした方々、機関・団体との協力関係を構築しながら、地域で孤立しないための重層的な支援体制をめざし事業に取り組みます。

○他の福祉専門機関等

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等を実施するとともに要援護者に対する見守り・発見・つなぎにおけるセーフティネットの体制づくりが求められています。また住民活動の育成・支援、同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループの組織化の支援等、地域住民活動との協働や地域課題解決の糸口となる新たな仕組みの研究・開発・普及に取り組みます。

■福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉の専門機関の人材確保と専門性の向上に努め、人権に配慮し、利用しやすい環境づくりや地域貢献への取り組み、各分野においての関係機関同士での役割を担うことでのチームアプローチの連携を強化していくことが求められています。

■NPOなど地域で活動する主体の役割

地域で活動するNPOやボランティアなどは、生活上の課題を解決していけるような新たな住民目線の地域活動として、豊かな発想や取り組みが期待されています。

活動の安定を図りながら、地域やさまざまな活動団体との連携、協働の取り組みに参加していくことが求められています。

③ 地域・住民の役割

■地域住民の役割

「増進型地域福祉」を推進していくためには、地域社会を構成する一員である地域住民の役割が重要となります。

地域住民一人ひとりが、支え合い・助け合いの意識を持ちながら、それぞれの地域の理想を共有し、その実現にむかって、積極的に地域活動に参加し、主体的に活動していくことが期待されます。

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民との信頼関係や守秘義務の遵守のもと、住民にとって身近な相談相手であり、また、生活課題や福祉ニーズの発見、行政や社会福祉協議会、福祉専門機関などとの“つなぎ役”など、地域住民も含め、多様な主体との協働・連携の役割が求められています。

■校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会は、その地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められており、地域の他の地域福祉活動団体等との協働・連携を図り、地域活動をより一層活性化していくことが求められています。

■町会・自治会などの地縁組織の役割

町会・自治会、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体には、これからの地域の福祉課題の解決やさまざまなニーズに添えていくための取り組みに対して、重要な役割が期待されています。

今後は、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の地域団体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、より広範な協働・連携の取り組みに参加していくことが求められています。

富田林市の地域福祉のつながりのイメージ

